

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第四議案第七号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 八木房雄君登壇)

○教育次長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第七号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及びその内容について御説明を申し上げます。

昭和五十九年四月一日から都立高校の授業料が現行の年額六万七千二百円が七万四千四百円に改定することに伴いまして本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明を申し上げますと、第六条中、支給額月「六千円」を「七千円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、昭和五十九年四月一日から施行すると。

それから、経過措置といたしまして、改正後の福生市育英資金支給条例の規定は、昭和五十九年四月分の育英資金の支給額から適用し、同年三月以前の月分の育英資金の支給額は、なお従前の例によるというようにしようとするものでございます。

大変簡単な説明でございますが、慎重審議いただきまして原案どおり御決定くださるようお願いいたします。説明を終らさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第五議案第八号 福生市中小企業振

興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 井上久男君登壇)

○市民部長(井上久男君) 御指名をいただきまして、議案第八号

福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例について提案理由と内容について御説明申し上げます。

今回の改正は融資の限度額の引き上げ、融資できる資金の種類、明確化とあわせて条文的整備をしようとするものであります。融資限度額の運転資金については百五十万円を三百万円に、設備資金については三百万円を五百万円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

それでは、各条項につきまして御説明申し上げます。

第一条は目的、第二条は定義でございますが、それぞれ条文的及び用語の整備をしようとするものであります。

第四条は資金の種類及び限度額で、現行はその資金の種類について条文化していませんでしたので、今回、第一項で運転、設備資金についてそれぞれ明確にしようとするものでございます。第二項で限度額を明示

したもので、前段で申し上げましたように運転資金を三百万円に、設備資金につきましては五百万円にそれぞれしようとするものでございます。

第五条は融資審査会の設置でございますが、第一項、第二項、それ

づれ字句の改正をしようとするものでございます。

第六条は申込者の資格ですが、第二項では字句を改め、第三号につきましては現行の三号、四号を融資申し込みのときに保証人及び信用保証協会等の保証について規定してあります。今回の改正にあわせて、三号にすゝめまして、保証人及び保証協会等の保証、また現行の融資の合計額が三百万円を超える場合は保証協会等の保証を必要とするものになつておりましたが、そのものを今回限度額の引き上げにより、その融資の合計額が五百万円を超えるものにしようとするものでございます。また、現行の第四号を削り、第五号を第四号に改めようとするものでございます。

第七条は連帯保証人の関係でございますが、それぞれ字句の整備ですが、第二項につきましては福生市商店街協同組合が昨年末に組織がえをいたしました、それにかかります関係者が必要なくなりましたので、削除しようとするものでございます。第七条の二については保証料の負担でございますが、第六条第三号に規定してあります。融資の合計が五百

万円を超える場合は信用保証協会並びに農業信用基金協会の保証が必要となりますのでその保証料について市が負担しようとするものでございます。現行は三百万円を超える場合は保証料の負担をすることになつておりました。

第九条につきましては償還方法でございますが、限度額の引き上げに伴ひましてその償還額をアップしようとするもので、据え置き期間を含めまして運転資金につきましては融資額が五十万円以下を百万円以下に改め、二十四か月以内に、五十万円を超える場合を百万円を超える場合に改め、三十六か月以内に、また、運転資金につきましてはその融資額が百万円以下を二百万円以下の場合にし、四十八か月以内に、また、百万円を超える場合は二百万円を超える場合には六十八か月以内にそれぞれ改めようとするものでございます。

また、第十二条の融資の決定、第十三条の融資の時期、第十四条の融資決定の取り消し、第十六条の融資の資金の損失補償、第十七条の特定金融機関との契約、第十八条の特定金融機関

の報告及び第十九条の委任等につきましてはそれぞれ各条文等の改正備考をしようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、昭和五十九年四月一日から施行しようとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後のこの条例の規定は施行日以降の融資の申し込みから適用しようとするものでございます。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終ります。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八号は、建設委員会に付

託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第六議案第九号 福生市郡市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第九号 福生市郡市公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、多摩川緑地福生加美上水公園を新たに設置したことに伴います改正でございます。この公園の敷地面積は一万平方メートルであります。仮称加美緑地として樹木の保全を念頭に取策路

水飲み場、休憩所等を整備してまいりました。この三月末をもって完成いたしました。

改正内容でございますが、別表の東町公園の次に、名称多摩川緑地、福生加美上水公園、位置、福生市大字福生一七六三番地五をつけ加えようとするものでございます。

附則におきまして、本条例は、昭和五十九年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九号は、建設委員会に付託

したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第七、議案第十号、福生市の一般職の職員

の定年等に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君 登壇)
○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第十号、福生市の一般職の職員の定年等に関する条例について提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由といたしましては昭和五十六年十一月に地方公務員法の一部を改正する法律が国会で可決され、公布されたことに伴いして、一般職の地方公務員についても国家公務員と同様、昭和六十年三月三十一

日から六十歳を原則といたします。定年制が導入されることになりましたので、改正後の地方公務員法の定めるところによりまして新たに条例を制定しようとするものでございます。

御案内のとおり定年制度についてはすでに民間企業において一般化をしておりますが、公務員については個別的な分限退職、それ以外には職員の退職を管理する一般的制度がございまして、組織の構成要員である職員の新陳代謝を図りまして組織の活力を維持する、そういった必要から多くの自治体におきまして退職を勧奨する退職管理が行われておりまして、当市にも御案内のとおり昭和四十一年以来勧奨退職制度を実施いたしまして現在に及んでまいりましたわけでございます。

それで、こういった制度によりまして一応退職管理という手段におきましてある程度の役割りを果たしてきたということが言えると思っております。定年制度が実施されますと従来の勧奨退職制度のように自分の意思によって退職の道を選んできたものが今後自分の意思により

ませんで一定の年齢に達したことにより自動的に職員の身分を失うということとなります。画期的なことでございます。

それでは、条例の内容につきまして逐条的に説明を申し上げます。

まず、第一条でございますが、本条は本条例制定の趣旨について規定したものでございまして、この条例は改正後の地方公務員法第二十八條の規定に基づく定年による退職、同じく第二十八條の三の規定に基づく定年退職者の特例、同じく第二十八條の四の規定に基づきます再任用に關しましてその必要な事項を定めようとするものでございます。

第二條は、定年に達した職員の退職について規定したもので、具体的には定年に達した日以後、最初の三月三十一日を定年退職日と定め、退職をするという規定でございします。

第三條は、職員の定年の年齢を定めようとするもので、その年齢を全職員画一的に六十歳としようとするものでございます。

第四條は、定年に達した職員に対する退職の特例規定を定めようとする規定でございまして、第一項の規定は、定年年齢に達して退職す

ることとなる職員について第一号から第三号に該当すると任命権者が認めるときは、定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で引き続き勤務させることができるという規定でございます。この場合、職員の定年はあらかじめの予知できるわけでございますから当然のことといまして退職職員の補充につきまして手を尽くすわけでございますが、あらゆるやういふた努力をいたしまして、場合によると対応ができないということがあります。このやうな場合に特に特例として行われるというところでございまして、もちろん安易に特例規定を適用しまして退職者を引き続き勤務させるということは当然、慎重なきやなりなことであるというふうに考へております。

次に第二項は、第一項の規定によりまして期限を定めて勤務をさせた場合において、期限が到来しても勤務させる事由が引き続き存するということとが認められるときは、さらに一年を超えない範囲内で期限を延長することとができるというところでございまして、この場合におきまして、その期限の絶対的の期限は退職の日の翌日から三年を超えないことができるという

いう規定をしたものでございまして。言いかえれば、勤務の延長というのは三年を超えない範囲内で行くというところを規定しているわけでございます。次に、第三項の規定は前二項の規定により引き続き勤務をさせるとき、または期限を延長するときは必ず職員の同意を得て行ななければならぬという規定をしてございまして。

次に、第四項の規定は、第一項の期限、または第二項の規定によりまして延長された期限前に勤務させる事由が存しなくなったとき、これは任命権者は職員のやはり同意を得まして、なおかつ期日を定めまして退職をさせることができるというところを規定したものでございまして。

次に、第五項の規定でございますが、本条は定年により退職した者、または第四条の規定により引き続き勤務した後退職した者を、その者の能力、あるいは経験、やういふものを考慮しまして再任用すること、公務の能率的運営を確保するため特に必要であると任命権者が認めたときは一年を超えない範囲内で任期を定め、退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職

に一般職の職員として採用することができるということを定めたものでございます。

まず、第一項は再任用を行う場合の必要要件を規定いたしました。第二以降は再任用の任期及び必要により任期を更新するとき是一年を超えない範囲で行うということとを定めまして、第三項は再任用の任期は、その者の定年退職の翌日から起算しまして三年を超えないことと定めています。

第六条につきましては、定年に関する事務の適正な運営を確保するために施策の調査等を行うよう市長にこれは義務づけた規定でございます。現実的に期限が余りないわけでございますけれども、こういう制度を設けるといふ前提に立ちますれば、いろいろな諸準備も、あるいは調査、あるいは今後の対応、そういうものをやはり決めていかねばならない、そういうことを第六条でうたっているわけでございます。

第七条は、委任規定でございます。

次に附則の関係でございますが、第一項は、施行期日について定めようとするものでございまして、本条例例は、昭和六十年三月三十一日から施行いたします。たゞいま申し上げました施策の調査等、これにつきましては公布の日から施行しようということとでございます。

次に、第二項でございますが、本項は第三条の規定の適用に対する経過措置でございます。職員の定年は年齢六十年となっておりますが、第三条の規定にかかわらず、管理、または監督の地位にある職員の定年はここにございまして、次の表の上欄に掲げます期日、または期間においては下欄に掲げる年齢をもって定年とするということを定めようとするものでございます。これにつきましては従来から、先ほど申し上げましたように実施してあります。勤奨大退職につきましての制度が市にございますので、管理職につきましては年齢五十七年をもって勤奨大としてまいりました結果、いろいろな状況を考慮いたしまして、一挙に六十年としまして、昭和六十年三月三十一日の定年年齢を五十七年といたしまして、以後一年につき半年ずつ引き上げ、昭和六十五年度から退職すべき年齢を一律正規に六十年に管理職も移行しようと、そのための暫定定年を定めようとするものでございます。

いたがって管理職につきましてはこの附則の規定によって若干六十年前にやめる方がいらつしやるということでございます。

第三項は、管理または監督の地位にある職員の範囲については任命権者が別に定めるんだというのを規定しております。

次に、附則第四項でござりますが、地方公務員法の一部を改正する法律、便宜的に以下改正法と申し上げさせていたでございますが、この改正法附則第三條の規定によりまして職員が退職するときは、第四條の規定を準用するんだという規定でございます。わかりにくいわけですが、さういふことかと申しますと、本條例の施行日の前日まで、すでに本條例で定めまして定年に達している職員が、さういふわけでございますけれど、その職員につきましては本條例施行日の昭和六十年三月三十一日に退職することになるわけでございます。この場合に第四條第一項各号の理由により、必要により引き続きその職員を勤務せよとするとするときに、これは第四條の規定を準用いたしまして、その職員に係る定年退職日というのを昭和六十年三月三十一日と読みかえてこの規定を適用しようというのと

でございます。したがって昭和六十年三月三十一日の本條例施行日以後は、退職の特例によりまして三年間勤務が延長しても年齢が六十三年を超えらるというのではございませんでございますけれど、この改正法附則第三條に該当します職員については仮に三年間勤務が延長されますと、その職員は年齢が六十三年を超えらるというのとに相なるわけでございます。

次に、附則第五項について御説明を申し上げます。本規定も前項と同様、改正法附則第三條の規定により職員が退職した場合または第四條の規定により職員が勤務した後退職した場合の再任用について定めているものでございまして、この場合、第五條の規定を準用し、以下この条文中に記載してございますようにそれぞれ読みかえてこの規定を適用するということでございます。これも言いかえますれば、第二條を改正法附則第三條と読みかえるわけでございますので、本條例施行日昭和六十年三月三十一日でございますけれど、その前日まで定年の年齢に達している職員が本條例施行日に退職した後、再任用された場合

合、その者の任期の末日は、その者が第三条に定めず定年年齢の六十年に達した日の翌日から起算して三年を超えることができないといふこととでございます。この場合、附則第二項に定めず管理、または監督の地位にある者につきましては、年齢が五十七年に達した日の翌日から起算して三年を超えることができないといふことを定めようとするものでございます。したがって本則によります第四条とこの五条のいふやうの規定は再任用という形で第五条については一応絶対的な年齢が定められて六十三年以上の方はこの再任用には当たらないといふことに相なるわけでございます。

以上、非常に雑駁な説明でございまして、説明を終らうと思っています。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に對する質疑を行います。

○二十四番(関 米吉君)

簡単なことをもちょうと二つばかりお尋ねしていただきます。六十一年三月三十一日から施行するという形になるわけですが、そのようになりますと現在の訓令第三号というのはこれ以降は廃止というふうに理解していいのか。実質的に訓令の内容を見てみれば十月一日現在でもうびしゃつとする人だといふことになれば、五十九年の十月一日以降はもう全然この訓令は関係なくなってしまうように思いますが、その辺はどうかかといふのを第一点。

それから、二つ目としては管理、監督というものの地位にあるといふ者は当然の場合、どの程度のところまで線引きし、何名ぐらい該当するかといふ、その辺はひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○総務部長(浅見裕康君) 自席からお答え申し上げます。

一番これから経過措置として処理しなけりやならない問題がただいま御指摘いただきました勸奨制度が現実に訓令としてあるといふことでございまして、これについては一応これから十分施行日までに対応は詰めよ